

公園内除草業務（西部）仕様書

本仕様書は、和歌山市の発注する公園内除草業務（西部）の内容について定めたものであり、これに基づいて業務を行うものである。

- （委託名） 公園内除草業務（西部）
- （委託範囲） 別表 1 により指定した 23 箇所の公園とする。
- （目的） 指定した公園の除草をし、美観的、健全的に保持することにより、市民の良好な公園利用に供することを目的とする。
- （業務内容） 和歌山市が管理する指定した公園の除草作業を行う。

1 一般事項

- （1） 乙は、業務内容を示す看板、その他作業現場に必要な注意板、制札板等を、公園利用者等が見やすい位置に設置すること。
- （2） 業務看板については、原則として以下に示す項目を明記すること。
- ① あいさつ文（例：「ご迷惑をおかけします」）
 - ② 委託の内容（例：「公園の草刈りを行っています」）
 - ③ 履行期限
 - ④ 委託名
 - ⑤ 委託発注部署及び連絡先
 - ⑥ 委託者及び連絡先
 - ⑦ 現場責任者
- （3） 本仕様書に明示のない場合及び疑義が生じた場合は、甲乙間で協議すること。
- （4） 乙は、業務委託の作業終了後、速やかに現場の後片付けをし、入念な清掃を行うこと。
- （5） 乙は、ガソリン、電気等の危険物を使用する場合は、その保管及び取扱いについて、関係法令の定めるところに従い、安全対策を講じること。
- （6） 作業に従事する者は、作業に支障のない服装で、必要に応じてヘルメット、安全靴、安全帯、保護眼鏡等作業に適した保護具を着用し、安全対策を講じるものとする。
- （7） 乙は、事故、苦情等が発生した場合には、まず被害者の救助に当たるとともに、二次災害を防止するため必要な措置を講じ、甲及び関係機関に直ちに連絡し、乙の責任において解決すること。また、事故の原因、経過及び被害の内容について、遅滞なく報告書を提出すること。
- （8） 乙は、作業完了後速やかに指定された書類等を点検整備し、提出すること。
- （9） 乙は、完了書類提出後に、検査を受けること。また、検査によって指摘を受けた箇所については、速やかに手直しし、甲に報告すること。
- （10） 乙は、甲の承諾を得ないで本業務の全部又は一部を第三者に請け負わせてはならない。
- （11） 乙は、本業務の実施上知り得た秘密を他人に漏らしてはならない。
- （12） 乙は、区域内を適宜巡視し、施設の破損等、異常事態が発生した場合は甲に報告すること。

2 除草

- (1) 各公園内の除草回数は、別表1のとおりとする。
- (2) 除草時期については別表2のとおりとする。
- (3) 委託金の支払いは2か月ごととする。ただし、4回目の支払いについては全ての業務後に支払うこととする。なお、業務委託契約書第11条の規定については、上記期間の作業完了ごとに乙からの完了報告を受けることとする。
- (4) 作業中は、刈草、石及びごみ等が飛ばないように飛散防止対策を行うとともに、歩行者、通行車両及び公園利用者等に危険のないよう安全対策を行うこと。
- (5) 刈込み高は3センチメートル以下とする。
- (6) 除草剤は使用しないこと
- (7) フェンス等に巻きついているツタ類等も除去すること。また、公園区域内においては、フェンス内外を問わず綺麗に除草すること。
- (8) 園路やブロックの隙間等に生えている僅かな草も除草すること。
- (9) 公園遊具、施設及び樹木の近接付近は、損傷等に十分注意すること。
- (10) 広場の除草は、大型機械による除草及び集草を行うこと。ただし、公園施設の周辺等、大型機械による除草が困難な場所については、肩掛式刈払機又は手刈りにより除草し、刈りむらのないよう均一に刈り込むこと。芝部分については芝刈り機を使用すること。
- (11) グラウンド内の除草は、グラウンドを機械等で荒らさないよう注意すること。また、貸出用のグラウンドについては、貸出日を甲に確認し、グラウンドの利用がない日に除草を行うこと。

3 現場発生材の運搬及び処分

- (1) 乙は、現場での刈草（以下、「現場発生材」という。）を現場に残置することなく、公園利用及び周辺環境に支障が生じないように、作業の都度速やかに集草、搬出し、青岸エネルギーセンターへ搬入・処分を行うこと。ただし、青岸エネルギーセンターが定期点検等の理由により、搬入できない場合は、青岸クリーンセンターと打ち合わせを行い、ダンプ車両（4 t 車以下）で搬入すること。なお、刈後は綺麗に集草すること。

処分地の所在及び名称		受け入れ日時等
青岸エネルギーセンター 住所：和歌山市湊1342-3 電話：428-4153	青岸クリーンセンター 住所：和歌山市湊1342-39 電話：433-6663	月曜から土曜まで 午前8時から午後3時 まで

- (2) 現場発生材の搬出及び運搬の際は、過積載防止を厳守するとともに、飛散しないよう注意すること
- (3) 現場発生材は「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」（以下、「法」とする。）において、「一般廃棄物」に該当するため、法を遵守し適正に処理すること。
- (4) 乙は、現場発生材の運搬及び処理方法について、次の事項を記載した処理計画を作成し、作業着手前に甲に提出の上、承認を受けるものとする。
 - ① 発生材の種類
 - ② 発生材の運搬方法、飛散防止対策
 - ③ 発生材の受け入れ場所、名称等

4 提出書類

- (1) 乙は、本業務委託について次項の関係書類を提出すること。
 - ① 刈草処理計画書
 - ② 月間作業計画書（各月単位）
 - ③ 月間作業報告書（各月単位）
 - ④ 完成写真（着手前、着手後）
 - ⑤ 刈草処分集計報告書（各月単位）
 - ⑥ 刈草処分受入伝票（写し）及び集計表
 - ⑦ 業務完了通知書
 - ⑧ その他、甲が指示する書類
- (2) 乙は、月末までに、翌月の月間作業計画書を提出し、甲の承認を受けること。なお、4月の月間作業計画書については、契約締結後1週間以内に提出すること。計画書を作成するにあたり、雨天等を想定し予備日の設定等を考慮すること。
- (3) 乙は、毎月5日までに月間作業報告書を提出すること。また、完成写真及び刈草の処分伝票を添付すること。
- (4) 完成写真は公園毎に作成し、着手前後の対比ができるよう撮影すること。

5 その他特記事項

- (1) 当業務委託の各作業現場の除草順位及び公園内作業箇所については、甲と協議し、各作業現場の第1回目の除草は、甲の説明を受けてから着手すること。なお、作業着手時間は午前8時以降とし、近隣住民等から苦情等が出た場合、開始時間の調整を行うものとする。
- (2) 作業工程内においては、事前に施設の予約状況を甲に確認すること。作業計画に変更がある場合は速やかに甲にFAX又は電話にて報告すること。また、原則として、土曜、日曜及び祝日は作業しないこと。やむを得ず作業を行う場合は、甲と十分な打ち合わせを行うこと。
- (3) 甲から緊急的に作業の指示があった場合には、誠意を持って指示に従うこと。
- (4) 当業務作業により発生すると予想される事故、苦情等については、事前に対策を講じることとする。万が一、事故、苦情等が発生した場合は、甲に速やかに連絡するとともに、乙の責任において、解決すること。
- (5) 当業務作業において、甲の指示に従わない場合及び苦情等が発生した場合は、指名停止等の措置を行う場合があるので、留意して作業にあたること。
- (6) 当業務作業中に、公園施設等を破損した場合は、速やかに甲に連絡し、乙の責任において修繕を行うこと。
- (7) 業務にあたっては、関係法令、条例及び規則等を遵守すること。
- (8) 暴力団等による不当介入を受けた場合の措置について
 - ① 本業務委託において、暴力団員等による不当介入（不当要求（応ずべき合理的な理由がないにもかかわらず行われる要求をいう。）協力金の要求及び妨害いう。以下同じ。）を受けた場合は、断固としてこれを拒否するとともに、本市へ報告、所轄の警察に通報及び捜査上必要な協力（以下、「通報等」という。）を行うこと。
 - ② 前項①により所轄の警察に通報等を行った場合には、速やかにその内容を記載した書面により乙に報告すること。

- ③ 本業務委託において、暴力団員等による不当介入を受けたことにより工程に遅れが生じる等の被害は、甲と協議を行うこと。
- ④ 前項①及び②の措置を怠ったときは、指名停止を行うことがある。

6 疑義の質問について

入札者は、見積期間中に、仕様書等において疑義のある場合は、関係職員の説明を求めることができる。質問事項は文書で担当課長あて提出すること。

締切日は入札日（入札日は含まない。）より5日前（ただし、締切日が土曜日及び日曜日並びに国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日になる場合はその前日とする。）の17時までとする。

なお、質問事項の回答については、質問者に文書にて回答するとともに、和歌山市ホームページ入札・契約情報画面において公開するものとする。

令和8年度除草業務委託(西部)箇所一覧表

別表1

	地区名	公園名	所在地 (和歌山市)	草刈面積 (㎡/回)	回数 (回/年)	備 考
1	城北	汀公園	西汀丁一丁目27	2,157	5	
2	砂山	長町公園	東長町9丁目8番地	2,636	3	
3	砂山	湊御殿公園	湊御殿3-7	3,797	4	
4	広瀬	南片原公園	雄松町一丁目12	1,472	3	
5	広瀬	岡東公園	広瀬中ノ丁一丁目16	6,242	4	
6	大新	大新公園	坊主丁12	8,876	5	
7	新南	新南公園	木広町三丁目11	3,419	3	
8	新南	美園公園	美園町二丁目95	3,187	4	
9	雑賀	高津公園	関戸三丁目775-1	3,700	4	7月のみグラウンド中央部 (1,500㎡)
10	雑賀	秋葉山公園	秋葉町14	3,534	4	
11	吹上	吹上公園	堀止東2-10	982	2	
12	和歌浦	御手洗池公園	和歌浦西二丁目2	6,600	3	
13	中之島	中之島公園	中之島1495	2,410	4	
14	中之島	向之芝公園	中之島2251	3,000	2	
15	中之島	紀和駅前公園	宇治家裏地内から中之島地内まで	3,044	4	
16	本町	本町公園	北桶屋町7	3,321	4	注意：旧本町会館跡地(500㎡)
17	雄湊	河岸公園	久保町四丁目70	1,342	3	
18	雄湊	市民会館前緑地	湊紺屋町二丁目	279	2	
19	雄湊	湊紺屋町緑地	湊紺屋町二丁目27	304	2	
20	雄湊	湊北公園	伝法橋南ノ丁18	600	3	
21	雄湊	牛町公園	南牛町48	1,192	3	
22	雄湊	土佐町公園	土佐町一丁目43	480	2	
23	雄湊	雄湊公園	有田屋町5	4,381	4	
24						
25						
26						
27						
28						
29						
30						
31						
32						
33						
34						
35						
36						
37						
38						
39						
40						
41						
42						
43						
44						
		計 23公園		66,955		

別表2(西部)

	地区	公園名	回数	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	備考
1	城北	汀公園	5		●		●	●	●	●		7月分は9日まで、10月分は運動会まで(10月末もしくは11月頭)
2	砂山	長町公園	3		●		●			●		10月分は運動会初旬まで 幼児プール期間は避ける
3	砂山	湊御殿公園	4	●		●		●		●		
4	広瀬	南片原公園	3		●			●			●	
5	広瀬	岡東公園	4		●		●	●		●		幼児プール期間は避ける
6	大新	大新公園	5	●		●		●	●		●	
7	新南	新南公園	3	●			●			●		7月分は夏祭り初旬まで 幼児プール期間は避ける
8	新南	美園公園	4		●		●		●		●	
9	雑賀	高津公園	4	●		●	●			●		幼児プール期間は避ける
10	雑賀	秋葉山公園	4	●		●		●			●	
11	吹上	吹上公園	2			●			●			
12	和歌浦	御手洗池公園	3		●		●		●			必ず奇数月、7月は中旬まで(24・25日夏祭り)
13	中之島	中之島公園	4	●		●		●		●		幼児プール期間は避ける
14	中之島	向之芝公園	2	●			●					
15	中之島	紀和駅前公園	4		●		●		●		●	
16	本町	本町公園	4	●		●			●		●	幼児プール期間は避ける
17	雄湊	河岸公園	3	●			●			●		
18	雄湊	市民会館前緑地	2		●		●					
19	雄湊	湊紺屋町緑地	2		●			●				
20	雄湊	湊北公園	3				●	●		●		
21	雄湊	牛町公園	3	●			●		●			
22	雄湊	土佐町公園	2		●			●				
23	雄湊	雄湊公園	4		●		●		●	●		

令和 年 月 日

和歌山市長

〇〇 〇〇 様

受注者 住 所 〇〇〇〇〇〇〇〇〇
氏 名 〇〇〇〇
〇〇〇〇 〇〇 〇〇 ⑩

刈 草 処 理 計 画 書

業務委託名称 公園内除草業務（西部）

1 刈草の運搬

（記載例） 除草後の運搬手段として、パッカー車（〇〇 t）またはダンプトラック（〇〇 t）を使用します。

2 飛散防止計画

（記載例） 除草終了後、処分場または仮置場への運搬の際、飛散防止策としてブルーシートで運搬車両を養生します。
なお、パッカー車での運搬では飛散しないと考えられます。

3 処分場及び仮置場

（記載例） 処分場 青岸エネルギーセンター
和歌山市湊1342-3
TEL 073-428-4153

仮置場 和歌山市〇〇〇〇〇〇（自社資材置場）
TEL 〇〇〇-〇〇〇-〇〇〇〇

○月分 月間作業計画書

公園緑地課長 様

令和 年 月 日

受託者 : ⑩

下記の通り除草作業を実施しますので、報告します。
委 託 名 公園内除草業務（西部）

令和 年 月分

日	曜日	作業公園名	作業 人数	作業時間	使用機材及び台数
1		〇〇〇公園	〇人	〇 時～ 〇 時	〇〇〇〇×〇台
2					
3					
4					
5					
6					
7					
8					
9					
10					
11					
12					
13					
14					
15					
16					
17					
18					
19					
20					
21					
22					
23					
24					
25					
26					
27					
28					
29					
30					
31					

○月分 月間作業報告書

公園緑地課長 様

令和 年 月 日

受託者 : (印)

下記の通り除草作業を実施しましたので、報告します。
委 託 名 公園内除草業務（西部）

令和 年 月分

日	曜日	作業公園名	作業 人数	作業時間	使用機材及び台数
1		〇〇〇公園	〇人	〇 時～ 〇 時	〇〇〇〇×〇台
2					
3					
4					
5					
6					
7					
8					
9					
10					
11					
12					
13					
14					
15					
16					
17					
18					
19					
20					
21					
22					
23					
24					
25					
26					
27					
28					
29					
30					
31					

刈草処分量報告書

公園緑地課長 様

令和 年 月 日
受託者 ：

委 託 名 公園内除草業務（西部）
令和 年 月分

No	作業公園名	処分日	処分量(kg)
1		年 月 日	k g
2		年 月 日	k g
3		年 月 日	k g
4		年 月 日	k g
5		年 月 日	k g
6		年 月 日	k g
7		年 月 日	k g
8		年 月 日	k g
9		年 月 日	k g
10		年 月 日	k g
11		年 月 日	k g
12		年 月 日	k g
13		年 月 日	k g
14		年 月 日	k g
15		年 月 日	k g
16		年 月 日	k g
17		年 月 日	k g
18		年 月 日	k g
19		年 月 日	k g
20		年 月 日	k g
21		年 月 日	k g
22		年 月 日	k g
23		年 月 日	k g
24		年 月 日	k g
25		年 月 日	k g
26		年 月 日	k g
27		年 月 日	k g
28		年 月 日	k g
29		年 月 日	k g
30		年 月 日	k g
31		年 月 日	k g
32		年 月 日	k g

※裏面に処分伝票（写し）を添付して提出すること。

令和 年 月 日
(年)

(宛先) 和歌山市長

受注者 住所
氏名

印

業務完了通知書

下記業務は令和 年 月 日に完了したので通知します。

記

業務委託名称 公園内除草業務（西部）

契約金額 ￥

出来形相当額 ￥

契約年月日 令和 年 月 日

履行期間 令和 年 月 日から
令和 年 月 日まで

業 務 委 託 契 約 書

和歌山市（以下、「甲」という。）と（以下、「乙」という。）は、次のとおり委託契約を締結し、信義に従って誠実に、これを履行するものとする。

（委託業務）

第1条 甲は、公園内除草業務（西部）（以下、「委託業務」という。）の履行を乙に委託し、乙は、これを受託するものとする。

（契約期間）

第2条 この契約の期間は、令和8年4月1日から令和8年12月25日までとする。

（委託業務の履行方法）

第3条 乙は、別紙仕様書の内容に従って、委託業務を履行しなければならない。

（委託金）

第4条 委託金の総額は、円（消費税及び地方消費税分円を含む。）とする。

2 委託金は4回支払いとし、1回あたりの支払額は円とする。

（権利義務の譲渡等の禁止）

第5条 乙は、この契約により生ずる権利又は義務を第三者に譲渡等により承継させてはならない。ただし、あらかじめ甲の書面による承諾を得た場合は、この限りでない。

（再委託等の禁止）

第6条 乙は、委託業務の全部又は一部の履行を第三者に委託し、又は請け負わせてはならない。

ただし、委託業務の一部の履行について、あらかじめ甲の書面による承諾を得た場合は、この限りでない。

（委託業務の調査等）

第7条 甲は、必要があると認めるときは、委託業務の履行状況について調査を行い、若しくは乙に対して、報告を求め、又は乙に対して、委託業務の履行に関して、必要な指示を与えることができる。

（業務内容の変更等）

第8条 甲は、必要がある場合は、委託業務の内容を変更することができる。この場合において、委託金額又は契約期間を変更する必要があるときは、甲乙協議して、書面により定めるものとする。

2 甲は、前項の場合において、乙が損害を受けたときは、その損害を賠償しなければならない。この場合において、賠償金の額は、甲乙協議して定める。

（損害の負担）

第9条 委託業務の履行に関して、発生した損害（第三者に及ぼした損害を含む。以下、この項において、同じ。）は、乙が負担するものとする。ただし、甲の責めに帰すべき理由により生じた損害は、甲が負担する。この場合において、甲が負担すべき額は、甲乙協議して定める。

2 甲は、委託業務の履行に関して、発生した事故により乙の従業員が受けた損害については、一切の責任を負わないものとする。

（乙の債務不履行）

第10条 乙は、その責めに帰すべき理由により委託業務を履行しなかったときは、その不履行部分に相当する額を減額して、委託金の請求をしなければならない。この場合において、減額する額は、甲が定める。

2 前項の場合において、甲に損害が生じたときは、乙は、その損害を賠償しなければならない。

3 前項の損害賠償は、甲が乙に対し、委託金額の100分の30までの金額に相当する額の違約金の請求を妨げないものとする。

(確認)

第11条 乙は、委託業務を履行したときは、遅滞なくその旨を甲が定める方式により甲に通知し、甲の確認を求めなければならない。

2 乙は、前項の確認の結果補正を命ぜられたときは、遅滞なく当該補正を行い、前項の規定に準じ、甲の確認を受けなければならない。

(委託金の支払)

第12条 乙は、履行した委託業務について、前条の規定による確認を受けた後、甲に対して、委託金の支払を請求するものとする。

2 甲は、前項の支払請求を受けたときは、その日から30日以内に、委託金を乙に支払わなければならない。

3 乙は、甲の責めに帰すべき理由により前項の規定による委託金の支払が遅れたときは、未受領金額につき、その遅延日数に応じ、年2.5パーセントの割合で計算した額の遅延利息の支払を甲に請求することができる。

(甲の解除権)

第13条 甲は、次条及び乙の債務不履行の場合によるほか、乙が次の各号のいずれかに該当するときは、この契約を解除することができる。

(1) その責めに帰すべき理由により契約期間中委託業務を継続して、履行できる見込みがないと明らかに認められるとき。

(2) 債務の履行を拒絶する意思を明確に示したとき。

(3) 事由のいかんを問わず、契約に違反したとき。

2 前項の規定により契約を解除した場合において、甲に損害が生じたときは、乙は、その損害を賠償しなければならない。

3 前項の賠償は、甲が乙に対し、委託金額の100分の10に相当する違約金の請求を妨げないものとする。

4 甲は、第1項の規定により契約を解除した場合、委託業務の既履行部分について確認の上、その部分に相応する委託金を乙に支払わなければならない。

第14条 甲は、必要があるときは、乙に対して通知をして、この契約を解除することができる。

2 第8条第2項及び前条第4項の規定は、前項の規定により契約を解除した場合に準用する。

(乙の解除権)

第15条 乙は、甲の債務不履行の場合による場合のほか、第8条第1項の規定により委託業務の内容を変更したため、委託金額が3分の2以上減少したときは、この契約を解除することができる。

2 第8条2項及び第13条第4項の規定は、前項の規定によりこの契約が解除された場合に準用する。

(暴力団等排除に係る解除)

第16条 甲は、乙が次の各号のいずれかに該当するときは、この契約を解除することができる。

(1) 乙の役員等（法人にあっては、非常勤を含む役員及び支配人並びに営業所の代表者、その他の団体にあっては、法人の役員等と同様の責任を有する代表者及び理事等、個人にあっては、その者及び支店又は営業所を代表する者をいう。以下、同じ。）に次に掲げる者がいると認められるとき。

ア 暴力団員（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号。以下、「暴対法」という。）第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下、同じ。）

イ 暴力団関係者（暴力団員ではないが、暴対法第2条第2号に規定する暴力団（以下、「暴力団」という。）と関係を持ちながらその組織の威力を背景として、暴力的不法行為等を行う者をいう。以下、同じ。）

- (2) 乙の経営又は運営に暴力団員又は暴力団関係者（以下、「暴力団員等」という。）が実質的に関与していると認められるとき。
- (3) 乙の役員等又は使用人が、暴力団の威力若しくは暴力団員等又は暴力団員等が経営若しくは運営に実質的に関与している法人等（法人、その他の団体又は個人をいう。以下、同じ。）を利用するなどしていると認められるとき。
- (4) 乙の役員等又は使用人が、暴力団若しくは暴力団員等又は暴力団員等が経営若しくは運営に実質的に関与している法人等に対して、資金等を供給し、又は便宜を供与するなど、暴力団の維持運営に協力し、又は関与していると認められるとき。
- (5) 乙の役員等又は使用人が、暴力団又は暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有していると認められるとき。
- (6) 乙の役員等又は使用人が、前各号のいずれかに該当する法人等であることを知りながらこれを利用するなどしていると認められるとき。
- (7) 乙が、暴力団又は暴力団員等から妨害又は不当要求を受けたにもかかわらず、警察への被害届の提出を故意又は過失により怠ったと認められるとき。

2 甲は、前項の規定によりこの契約を解除したときは、これによって生じた甲の損害の賠償を乙に請求することができる。

3 甲は、第1項の規定によりこの契約を解除したことにより乙に損害が生じてもその責めを負わないものとする。

（賠償金等の徴収）

第17条 甲は、乙が、この契約に基づく賠償金又は違約金を甲の指定する期間内に支払わないときは、甲が乙に支払うべき委託金と相殺し、なお、不足のあるときは、乙に追徴する。

（秘密の保持等）

第18条 乙は、委託業務の履行に際し、知り得た秘密を漏らしてはならない。

2 乙は、委託業務に従事する者が、委託業務を履行する際に知り得た秘密を漏らさないよう指導しなければならない。

3 乙は、乙又は乙の委託業務に従事した者が、秘密を漏らしたため、甲が損害を受けたときは、その損害を賠償しなければならない。

（個人情報取扱特記事項の遵守）

第19条 乙は、この契約の履行に関して別記の個人情報取扱特記事項を遵守しなければならない。

2 甲は、乙が前項の規定に違反して個人情報の取扱いをしていると認められたときは、乙の名称、事務所又は事業所の所在地及び代表者（乙が個人の場合にあつては、乙の氏名及び住所）並びに当該違反事項の公表をすることができる。

（和歌山市情報セキュリティポリシーの遵守）

第20条 乙は、委託業務の履行に当たり、和歌山市情報セキュリティポリシー（以下「ポリシー」という。）を遵守しなければならない。

2 乙は、この契約による事務を履行するに当たり、ポリシーで規定する情報資産（以下「情報資産」という。）を取り扱う際には、当該情報が個人情報に該当しない場合においても、個人情報と見なして前条第1項に規定する別記の個人情報取扱規定特記事項を遵守すること。

3 甲は、乙が第1項及び前項の規定に違反して情報資産の取扱いをしていると認めたときは、前条第2項の規定を適用する。

（談合等不正行為に係る甲の解除）

第21条 乙が次の各号のいずれかに該当したとき、甲は直ちにこの契約を解除することができる。ただし、その事由が甲の責めに帰すべきものによる場合は、この限りでない。

（1） 公正取引委員会が、この契約に関し、乙に違反行為があったとして私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和22年法律第54号。以下「独占禁止法」という。）第49条に規定する排除措置命令（以下「排除措置命令」という。）を行い、当該措置命令が確定したとき。

（2） 公正取引委員会が、この契約に関し、乙に違反行為があったとして独占禁止法第62条第1項の規定による課徴金の納付を命じ、当該課徴金納付命令（以下「納付命令」という。）が確定したとき（確定した納付命令が独占禁止法第63条第2項の規定により取り消された場合を含む。）。

（3） 公正取引委員会が、この契約に関し、排除措置命令又は納付命令（これらの命令が乙又は乙が構成事業者である事業者団体（以下「契約者等」という。）に対して行われたときは、契約者等に対する命令で確定したものをいい、契約者等に対して行われていないときは、各名宛人に対する命令全てが確定したものをいう。次号において同じ。）を行った場合において、乙に独占禁止法に違反する行為の実行としての事業活動があったとされたとき。

（4） 排除措置命令又は納付命令により、契約者等に独占禁止法に違反する行為があったとされた期間及び当該違反行為の対象となった取引分野が示された場合において、この契約が当該期間（これらの命令に係る事件について、乙に対する納付命令が確定したときは、当該納付命令における課徴金の計算の基礎である当該違反行為の実行期間を除く。）に入札等（見積書等の提出に基づく受注者選定を含む。）が行われたものであり、かつ、当該取引分野に該当するものであるとき。

（5） 乙（乙が法人の場合にあっては、その役員又は使用人）がこの契約に関し行った行為について刑法（明治40年法律第45号）第96条の6若しくは第198条又は独占禁止法第89条第1項若しくは第95条第1項第1号の規定による刑が確定したとき。

2 乙は、前項各号のいずれかに該当するときは、甲がこの契約を解除するか否かを問わず、賠償金として、契約金額の10分の2に相当する額又は実際の損害額のうちいずれか多い額を甲に対して支払わなければならない。この契約の履行が完了した後にその事由に該当した場合も同様とする。

3 甲は、第1項の規定によりこの契約を解除したことにより、乙に損害が生じても、その責めを負わないものとする。

（補則）

第22条 この契約に定めのない事項又は疑義の生じた事項については、必要に応じて、甲乙協議して定める。

この契約の締結を証するため、契約書を2通作成し、双方記名押印の上、各自1通を保有する。

令和8年4月1日

甲 和歌山市七番丁23番地
和歌山市
和歌山市長 尾 花 正 啓

乙

別記

個人情報取扱特記事項

(基本的事項)

第1 この契約により、和歌山市（以下「甲」という。）から事務の委託を受けたもの（以下「乙」という。）は、個人情報の保護の重要性を認識し、この契約による事務を処理するための個人情報の取扱いに当たっては、個人情報の保護に関する法律その他個人情報に関する法令等を遵守し、個人の権利利益を侵害することのないよう、個人情報を適正に取り扱わなければならない。

(従事者等の明確化)

第2 乙は、この契約に係る事務の管理責任者及び事務に従事する者（以下「この契約に係る事務に従事する者等」という。）並びにこの契約に係る個人情報を取り扱う場所（以下「作業場所」という。）を明確にし、甲から求めがあったときは、甲に報告しなければならない。

(適正な管理)

第3 乙は、この契約による事務に係る個人情報の漏えい、改ざん、滅失、毀損その他の事故を防止するため、個人情報の取扱いをこの契約に係る事務に従事する者等に限定し、次に掲げる事項を遵守しなければならない。

- (1) この契約に係る事務を処理するために甲から貸与を受けた、又は乙が収集し、複製し、若しくは作成した個人情報が記録された資料等（以下「個人情報が記録された資料等」という。）について、甲から求めがあったときは、記録を作成すること。
- (2) 個人情報が記録された資料等は、この契約に係る事務に従事する者等以外の者が利用できないよう、施錠等管理すること。
- (3) その他個人情報の管理のために必要な措置を講じること。

(教育の義務)

第4 乙は、この契約に係る事務に従事する者等に対し、この特記事項の遵守に必要なこと、個人情報の違法な利用及び提供に対して罰則が適用されること等個人情報の保護に関して必要な教育を行わなければならない。

(秘密の保持)

第5 乙は、この契約に係る事務に関して知り得た個人情報を他人に知らせてはならない。この契約が終了し、又は解除された後においても同様とする。

(受託目的以外の利用等の禁止)

第6 乙は、この契約に係る個人情報を当該事務以外の目的に利用し、又は第三者に提供してはならない。ただし、甲の書面による承諾をあらかじめ得た場合又は甲の指示があった場合は、この限りでない。

(複写又は複製の禁止)

第7 乙は、この契約に係る事務を処理するに当たって、甲から貸与された個人情報が記録された資料等を複写し、又は複製してはならない。ただし、甲の書面による承諾をあらかじめ得た場合又は甲の指示があった場合は、この限りでない。

(持ち出しの禁止)

第8 乙は、この契約に係る事務を処理するに当たって、作業場所から個人情報を持ち出し
てはならない。ただし、業務上、やむを得ず、持ち出しするときは、甲の承認を得た上で、
書面に記録するものとする。

(再委託の禁止)

第9 乙は、この契約による事務に係る個人情報の処理を自ら行うものとし、第三者にその
処理を委託してはならない。ただし、甲の書面による承諾をあらかじめ得た場合は、この
限りではない。その際は、乙の責任において、再委託者にこの特記事項の規定を遵守させ
なければならない。

2 前項の規定は、再委託者が乙の子会社（会社法（平成17年法律第86号）第2条
第1項第3号に規定する子会社をいう。）である場合も、同様とする。

(資料等の返還又は廃棄)

第10 乙は、個人情報記録された資料等を、この契約が終了し、又は解除された後速や
かに甲に返還し、又は引き渡すものとする。ただし、甲が別に指示したときは、その指示
に従うものとする。

なお、甲の指示により、個人情報記録された資料等を廃棄する場合は、復元不可能な
方法で確実に廃棄処分を行い、その結果を書面により証明しなければならない。

(報告又は資料の提出)

第11 甲は、個人情報を保護するために必要な限度において、乙に対し、個人情報の管理
状況の履行について書面で報告を求めると及び乙の作業場所への立入調査ができるも
のとし、乙は、甲から改善を指示された場合には、その指示に従わなければならない。

(事故発生時の報告義務)

第12 乙は、個人情報の漏えい、改ざん、滅失、毀損その他の事故が生じた場合に備え、
甲に対し、速やかに報告できる緊急時の連絡体制を整備しなければならない。また、事故
が生じ、又は生じるおそれがあることを知ったときは、速やかに、次に掲げる事項を遵守
しなければならない。この契約が終了し、又は解除された後においても、同様とする。

(1) 直ちに被害を最小限に抑えるための措置を講じ、甲に報告すること。

(2) 当該事故の原因を分析すること。

(3) 甲の求めに応じて、当該事故の再発防止策を実施すること。

(4) 甲の求めに応じて、当該事故の記録を書面で提出すること。

(漏えい等が発生した場合の責任)

第13 乙は、この契約に係る個人情報の漏えい、改ざん、滅失、毀損その他の事態が発生
した場合において、その責に帰すべき理由により甲又は第三者に損害を与えたときは、そ
の損害を賠償しなければならない。また、甲は、必要に応じ、乙の名称、所在地及び代表
者並びに当該事故の事実を公表できるものとする。